

# 大阪大学工業会機械工学系技術交流会

## 組織及び活動

### 1.組織

#### 1.1 設置

「大阪大学工業会機械工学系技術交流会」を大阪大学大学院工学研究科機械工学専攻内に設ける。

#### 1.2 会員

下記の活動に賛同する企業あるいは企業の事業所等または個人、及び大阪大学大学院工学研究科機械工学専攻の教授、准教授、講師並びに機械工学専攻以外の大阪大学の教授、准教授、講師で活動に賛同する個人を会員とする。

#### 1.3 会長、幹事

大阪大学大学院工学研究科機械工学専攻の教授会員の中から1名を会長とし、企業側の会員を含め、若干名を幹事として、会の運営にあたる。

#### 1.4 会費

企業側会員1会員当り年会費を10万円(税込)とする。ただし、入会時期により、年会費の期間が、10月から翌年の9月までの会員と、4月から翌年の3月までの会員を設ける。

#### 1.5 事務局

事務局を大阪大学大学院工学研究科機械工学専攻内におく。

### 2.活動

#### 2.1 交流会

年5回程度の会合を開き、技術講演、技術報告、技術懇談、情報交換を行なう。

#### 2.2 技術協力

適宜、会員相互に技術交流、技術相談を行なう。

#### 2.3 大学側への提言

産業界の視点から大学における教育、研究に対する評価を行ない、大学側に提言を行なう。

#### 2.4 学生への啓蒙・教育活動

企業側会員等から学生に、講演、懇談等を通して、産業界の実際と将来像についての啓蒙を行なう。

#### 2.5 経済的援助

将来性のある大学院博士後期課程学生への奨学金の給付を含め、大阪大学大学院工学研究科機械工学専攻の活動のための援助を会費により行なう。

#### 2.6 分科会

特定の教育、研究活動に関する技術交流、支援を行なうために分科会を設置することができる。分科会活動のために、分科会参加会員から分科会参加費を徴収することができる。

### 3.付記

本会は1999年10月1日に設置する。設置期間は5年とし、必要に応じて延長する。  
この改正は、2007年10月1日から施行する。